

第 1 章

総 説

| | |
|-----------------------------|----|
| 第 1 節 委員会の機構 | 1 |
| 第 1 <u>概 要</u> | 1 |
| 第 2 <u>委 員</u> | 2 |
| 第 3 <u>あっせん員候補者</u> | 4 |
| 第 4 <u>事務局</u> | 7 |
| 第 2 節 委員会の会議 | 9 |
| 第 1 <u>総会及び公益委員会議</u> | 9 |
| 第 2 <u>連絡協議会等</u> | 12 |

第1節 委員会の機構

第1 概 要

○ 労働委員会（以下「委員会」という。）は、行政委員会の一つとして、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律にそれぞれ規定する目的を達成するため、地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項の規定に基づいて都道府県ごとに設置される合議制の執行機関である。

○ 委員会は、労働組合法の規定により、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）の三者同数で組織される。

委員については、労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの、それぞれ推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっている。

なお、委員会の会長及び会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選出される。

○ 委員会では、労働組合（又は労働者）と使用者との間で発生した労働紛争を解決するため、労働組合法や労働関係調整法等に基づき、不当労働行為の審査等の判定業務並びにあっせん等の労働争議調整業務を行っている。

判定業務には、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続を開始するが、この判定業務は委員会の公益委員のみが行うこととされている。

また、労働争議調整業務には、あっせん、調停及び仲裁の三種の種類があり、使用者及び労働組合の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により調整を開始することになっている。

このほか、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働争議の実情調査、労働協約の地域的拡張適用の決議等の業務も行っている。

さらに、本県では、平成13年4月から、知事からの事務委任を受けて、委員会において個別労働関係紛争に係るあっせんも行っており、使用者及び労働者の双方又は一方からの申出によりあっせんを開始することとしている。

なお、労働争議調整業務のうち、あっせんについては、労働関係調整法の規定に基づき、委員会の会長があっせん員候補者名簿の中からあっせん員を指名して行うこととなっており、あっせん員候補者については、委員会が労働関係調整法の規定に基づき、学識経験者等の中から適任者を選んで委嘱している。

○ 労働組合法の規定により、委員会には、委員会の事務を整理するために事務局を置くこととされており、事務局には会長の同意を得て、知事が任命する事務局長以下必要な職員が配置されることとなっている。

第 2 委 員

当委員会の委員の定数は、委員会発足当初は公益委員、労働者委員、使用者委員各 5 人であったが、昭和 38 年 8 月 12 日の労働組合法施行令の改正により、同年 11 月 1 日の第 17 期委員任命時から各 7 人、計 21 人の構成となっている。

また、委員の任期は昭和 41 年 4 月 30 日の労働組合法の一部改正により、1 年から 2 年となり、当委員会においては、昭和 42 年 9 月 1 日の第 19 期委員任命時から 2 年となった。

なお、直近では令和 3 年 12 月 1 日に第 46 期委員が任命され、また、労働者委員 1 名の任期途中での辞職により、令和 4 年 11 月 28 日に後任の委員が任命されている。

第 46 期委員の現況は次表のとおりである。

第 46 期委員名簿
(任期 R3. 12. 1～R5. 11. 30)

◎会長 ○会長代理

(五十音順、在任期間は令和 4 年 12 月 31 日現在)

| 公労使の別 | 氏 名 | 現 職 | 任命年月日 (在任期間) |
|---------|--------------|-------------------|-------------------------|
| 公 益 委 員 | 井 上 純 | 中日新聞社名古屋本社論説室論説委員 | R1. 12. 1 (3 年 1 月) |
| | ◎ 佐 脇 敦 子 | 弁護士 | H27. 12. 1 (7 年 1 月) |
| | 杉 島 由美子 | 中京大学法学部教授 | H27. 12. 1 (7 年 1 月) |
| | 説 田 一 成 | 元愛知県都市整備協会監事 | R1. 12. 1 (3 年 1 月) |
| | 富 田 隆 司 | 弁護士 | R3. 12. 1 (1 年 1 月) |
| | ○ 森 美 穂 | 弁護士 | R1. 12. 1 (3 年 1 月) |
| | 渡 部 美由紀 | 名古屋大学大学院法学研究科教授 | H29. 12. 1 (5 年 1 月) |

| 公労使の別 | 氏名 | 現職 | 任命年月日 (在任期間) |
|-------|---------|--|---|
| 労働者委員 | 勘米良 晃 司 | U Aゼンセン愛知県支部支部長 | R4. 11. 28 (0年1月) |
| | 近 藤 之 | 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部委員長 (日本製鉄名古屋労働組合組合長) | R1. 12. 1 (3年1月) |
| | 西 野 勝 義 | トヨタ自動車労働組合執行委員長 | H27. 12. 1 (7年1月) |
| | 畑 慎 一 | 前U Aゼンセン愛知県支部支部長 | H26. 11. 25～ R4. 10. 24 (退任) (7年11月) |
| | 牧 田 辰 夫 | セラミックス産業労働組合連合会東海地方本部 執行委員長 (ノリタケカンパニー労働組合中央執行委員長) | H27. 12. 1 (7年1月) |
| | 村 上 幸 子 | スズケン労働組合中央副執行委員長 | R3. 12. 1 (1年1月) |
| | 八 代 俊 夫 | 日本私鉄労働組合総連合会愛知県協議会議長 (名古屋鉄道労働組合中央執行委員長) | R1. 12. 1 (3年1月) |
| | 吉 田 正 春 | 中部電力労働組合本部執行委員長 | R1. 12. 1 (3年1月) |
| 使用者委員 | 板 倉 麻 子 | 株式会社名古屋テレビ事業顧問 | R1. 12. 1 (3年1月) |
| | 大 辻 祥 子 | 株式会社サーラコーポレーション執行役員人事 戦略部部长 | R3. 12. 1 (1年1月) |
| | 梶 原 弘 司 | 愛知県経営者協会会員サービス部担当部長 | R3. 12. 1 (1年1月) |
| | 後 藤 啓 文 | 興和株式会社取締役専務執行役員総務本部長 | R3. 12. 1 (1年1月) |
| | 田 口 雅 也 | 株式会社豊田中央研究所執行職兼企画・運営部門長 | R3. 12. 1 (1年1月) |
| | 夏 目 俊 信 | 新東工業株式会社フェロー | H27. 12. 1 (7年1月) |
| | 山 本 秀 樹 | 日本ガイシ株式会社顧問 | H27. 12. 1 (7年1月) |

(注) 在任期間は、1か月未満を切り捨てて表示

第3 あっせん員候補者

労働争議調整業務のうち、あっせんについては、労働関係調整法第12条の規定に基づき、委員会の会長があっせん員候補者名簿の中からあっせん員を指名して行うこととなっており、あっせん員候補者については、委員会が労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議の解決につき援助を与えることができる者として、学識経験者等の中から適任者を選び委嘱している。

委嘱の基準や任期、定数等について法令に定めはなく、当委員会では、あっせん員候補者委嘱要綱を設け、あっせん員候補者について「①現委員、②前委員、③事務局長及び次長」の中から総会の議決を経て委嘱することとし、任期についても当該委員在任中等と定めているところである。

なお、あっせん員候補者名簿の現況については次表のとおりである。

あっせん員候補者名簿

(五十音順、令和4年12月31日現在)

| 氏名 | 現職・経歴 | 委嘱年月日 |
|-------|---|----------|
| 板倉麻子 | 株式会社名古屋テレビ事業顧問 愛知県労働委員会委員 | R1.12.2 |
| 井上純 | 中日新聞社名古屋本社論説室論説委員 愛知県労働委員会委員 | R1.12.2 |
| 太田登志一 | 興和株式会社特任顧問 前愛知県労働委員会委員 | R1.12.2 |
| 大辻祥子 | 株式会社サーラコーポレーション執行役員人事戦略部部长 愛知県労働委員会委員 | R3.12.1 |
| 梶原弘司 | 愛知県経営者協会会員サービス部担当部長 愛知県労働委員会委員 | R3.12.1 |
| 勘米良晃司 | UAゼンセン愛知県支部支部長 愛知県労働委員会委員 | R4.11.28 |
| 後藤啓文 | 興和株式会社取締役専務執行役員総務本部部长 愛知県労働委員会委員 | R3.12.1 |
| 近藤之 | 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部委員長 (日本製鉄名古屋労働組合組合長) 愛知県労働委員会委員 | R1.12.2 |
| 酒井一 | 関西大学大学院法務研究科教授 前愛知県労働委員会委員 | H25.8.26 |
| 佐脇敦子 | 弁護士 愛知県労働委員会会長 | H27.12.1 |
| 杉島由美子 | 中京大学法学部教授 愛知県労働委員会委員 | H27.12.1 |

| 氏 名 | 現 職 ・ 経 歴 | 委嘱年月日 |
|---------|--|-------------|
| 説 田 一 成 | 元愛知県都市整備協会監事 愛知県労働委員会委員 | R1. 12. 2 |
| 田 口 雅 也 | 株式会社豊田中央研究所執行職兼企画・運営部門長 愛知県労働委員会委員 | R3. 12. 1 |
| 富 田 隆 司 | 弁護士 愛知県労働委員会委員 | R3. 12. 1 |
| 中 嶋 容 子 | イオンリテールワーカーズユニオン中央執行東海グループ副議長 前愛知県労働委員会委員 | R1. 12. 2 |
| 夏 目 俊 信 | 新東工業株式会社フェロー 愛知県労働委員会委員 | H27. 12. 1 |
| 西 野 勝 義 | トヨタ自動車労働組合執行委員長 愛知県労働委員会委員 | H27. 12. 1 |
| 畑 慎 一 | 前UAゼンセン愛知県支部支部長 前愛知県労働委員会委員 | H26. 11. 25 |
| 牧 田 辰 夫 | セラミックス産業労働組合連合会東海地方本部執行委員長 (ノリタケカンパニー労働組合中央執行委員長) 愛知県労働委員会委員 | H27. 12. 1 |
| 松 井 和 彦 | 株式会社サーラコーポレーション代表取締役専務 前愛知県労働委員会委員 | H27. 12. 1 |
| 村 上 幸 子 | スズケン労働組合中央副執行委員長 愛知県労働委員会委員 | R3. 12. 1 |
| 森 美 穂 | 弁護士 愛知県労働委員会会長代理 | R1. 12. 2 |
| 八 代 俊 夫 | 日本私鉄労働組合総連合会愛知県協議会議長 (名古屋鉄道労働組合中央執行委員長) 愛知県労働委員会委員 | R1. 12. 2 |
| 山 本 秀 樹 | 日本ガイシ株式会社顧問 愛知県労働委員会委員 | H27. 12. 1 |
| 山 本 衛 | 愛知県経営者協会特任顧問 前愛知県労働委員会委員 | R1. 12. 2 |
| 吉 田 正 春 | 中部電力労働組合本部執行委員長 愛知県労働委員会委員 | R1. 12. 2 |

| 氏 名 | 現 職 ・ 経 歴 | 委嘱年月日 |
|---------|-------------------------------|------------|
| 吉 村 一 孝 | 株式会社豊田中央研究所参与 前愛知県労働委員会委員 | H27. 12. 1 |
| 渡 部 美由紀 | 名古屋大学大学院法学研究科教授 愛知県労働委員会委員 | H29. 12. 1 |
| 中 島 英 司 | 愛知県労働委員会事務局長 | R4. 4. 11 |
| 蛭 川 武 彦 | 愛知県労働委員会事務局次長兼審査調整課長 | R4. 4. 11 |

(注) 前愛知県労働委員会委員の現職・経歴は委員在任時のもの

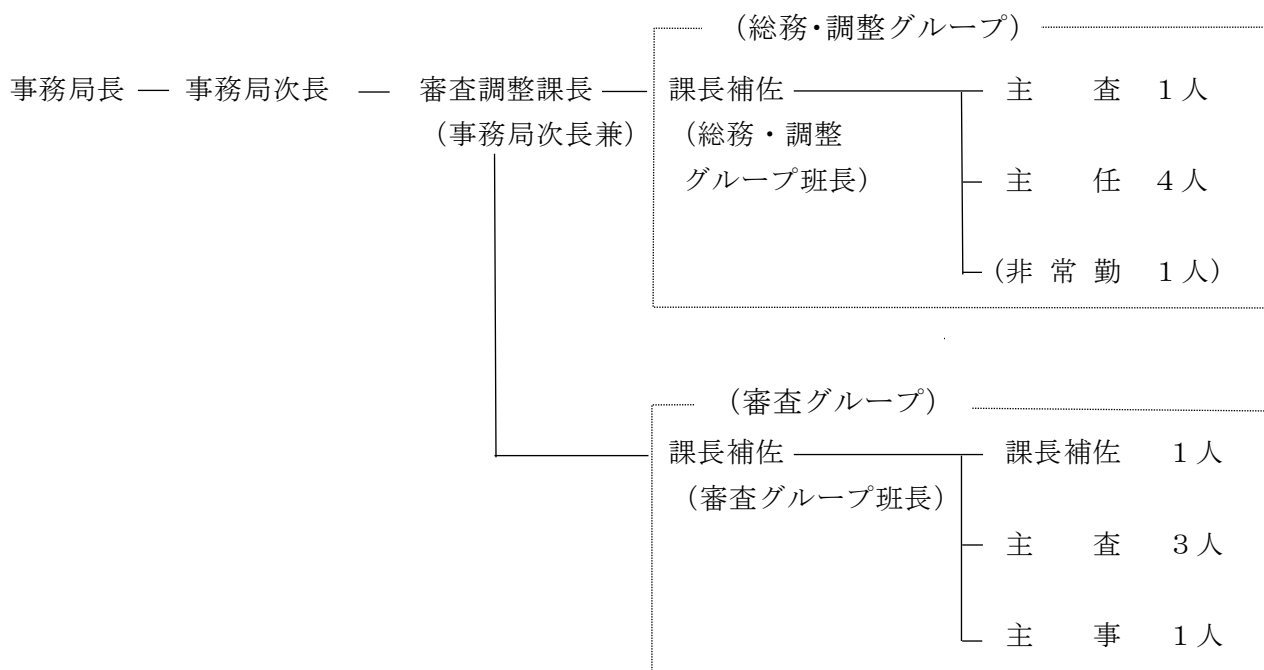
第4 事務局

労働組合法第19条の12第6項において準用する第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、委員会には、委員会の事務を整理するために事務局を置くこととされており、事務局には会長の同意を得て、知事が任命する事務局長以下必要な職員が配置されることとなっている。

当委員会では、事務局の内部組織、分掌事務等を定める愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則（平成16年愛知県規則第76号）に基づき、事務局内に審査調整課を設置し、定められた分掌事務に事務局長以下14人が従事している。

なお、令和4年度における事務局の組織及び分掌事務は次のとおりである。

◎ 組織



◎ 分掌事務

審査調整課

<総務・調整グループ>

- (1) 事務局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- (2) 事務局に属する職員の人事に関すること。
- (3) 事務局に属する文書、予算及び経理に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 労働委員会及び事務局の会議に関すること。
- (6) 委員及びあっせん員候補者に関すること。
- (7) 労働紛争に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) 刊行物の編さん及び発行に関すること。
- (9) 事務局の庶務に関すること。
- (10) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁並びに実情調査に関すること。
- (11) 調停委員会及び仲裁委員会に関すること。
- (12) 争議行為の発生届出及び通知に関すること。
- (13) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 20 条第 2 項に規定する通報に関すること。
- (14) 個別労働関係争議に係るあっせんに関すること。

<審査グループ>

- (15) 公益委員会議に関すること。
- (16) 労働組合の資格審査に関すること。
- (17) 不当労働行為に関すること。
- (18) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項に規定する認定及び告示並びに同条第 3 項に規定する通知の受理に関すること。
- (19) 労働協約の地域的の一般的拘束力に関すること。
- (20) 公益事業の争議行為通知義務違反の処罰請求に関すること。

第2節 委員会の会議

第1 総会及び公益委員会議

1 総会

総会は、全委員で構成される委員会運営の中心となる会議で、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第5条第1項に規定する労働組合法（以下「労組法」という。）第18条の規定による労働協約の拡張適用の決議に関する事項、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条の規定によるあっせん員候補者の委嘱及び労働関係調整法施行令（以下「労調法施行令」という。）第5条の規定によるあっせん員候補者の解任に関する事項、労調法第12条第1項ただし書の規定による臨時のあっせん員の委嘱に関する事項、同法第18条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地方公労法」という。）第14条の規定による調停の開始に関する事項、労調法第30条及び地方公労法第15条の規定による仲裁の開始に関する事項、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の7第2項及び第19条の9の規定に基づく委員の罷免並びに会長及び会長代理の選挙に関する事項、同法第22条第1項に定める要求、臨検又は検査に関する事項、都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項、労調法施行令第1条の6において準用する同令第1条及び第1条の3の規定による特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項（以下「付議事項」という。）等を審議決定するほか、公益委員会議並びに委員会に付置されるあっせん員、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会からの活動の報告を受けて、とるべき指針の決定あるいは具体的な処理等を行っている。

当委員会では、定例総会を原則として毎月第2、第4月曜日に、また、会長が必要と認めたとき等に臨時総会を開催している。

令和4年においては、定例総会を21回開催した。なお、そのうち1月24日開催の第1646回定例総会、2月14日開催の第1647回定例総会、2月28日開催の第1648回定例総会については、労働委員会規則第16条の2第2項の規定を適用し、Web会議により開催した（表1「総会及び公益委員会議開催状況」）。

なお、定例総会の付議事項以外の主な議題は下記のとおりである。

<付議事項以外の主な議題>

○報告事項

- 1 不当労働行為救済申立事件処理状況
- 2 行政訴訟事件処理状況
- 3 不当労働行為再審査申立事件
- 4 労働組合資格審査処理状況
- 5 調整事件処理状況
- 6 個別あっせん事件処理状況
- 7 争議行為予告通知

2 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行われる会議であって、労委規則第9条第1項に規定する労組法第5条又は第11条の規定による労働組合の資格審査に関する事項、同法第7条、第4章第2節及び第3節並びに第27条の23の規定による不当労働行為に関する事項、労調法第42条の規定による同法第37条違反被疑事件の処罰請求に関する事項並びに地方公労法第5条第2項の規定による非組合員の範囲の認定及び告示に関する事項（以下「付議事項」という。）等を審議している。

当委員会では、原則として定例総会日に定例の公益委員会議を、また、このほか会長が必要と認めたときに臨時の公益委員会議を開催している。

令和4年においては、定例及び臨時を合わせて32回開催した（表1「総会及び公益委員会議開催状況」）。

なお、公益委員会議の付議事項以外の主な議題は下記のとおりである。

<付議事項以外の主な議題>

○報告事項

- 1 不当労働行為救済申立事件
- 2 行政訴訟事件

表1 総会及び公益委員会議開催状況

| 開催月日 | 総 会 | 公益委員会議 |
|-----------|-------------------------------|--------------|
| R4. 1. 11 | 第 1645 回（定例） | 第 1661 回（定例） |
| R4. 1. 24 | 第 1646 回（定例） （Web 会議による開催） | 第 1662 回（定例） |
| R4. 1. 31 | | 第 1663 回（臨時） |
| R4 .2. 4 | | 第 1664 回（臨時） |
| R4 .2. 14 | 第 1647 回（定例） （Web 会議による開催） | 第 1665 回（定例） |
| R4. 2. 28 | 第 1648 回（定例） （Web 会議による開催） | 第 1666 回（定例） |
| R4. 3. 2 | | 第 1667 回（臨時） |
| R4. 3. 14 | 第 1649 回（定例） | 第 1668 回（定例） |
| R4. 3. 15 | | 第 1669 回（臨時） |
| R4. 3. 28 | 第 1650 回（定例） | 第 1670 回（定例） |
| R4. 4. 11 | 第 1651 回（定例） | 第 1671 回（定例） |
| R4. 4. 25 | 第 1652 回（定例） | 第 1672 回（定例） |
| R4. 5. 9 | 第 1653 回（定例） | 第 1673 回（定例） |
| R4. 5. 23 | 第 1654 回（定例） | 第 1674 回（定例） |

| 開催月日 | 総 会 | 公益委員会議 |
|------------|--------------|--------------|
| R4. 6. 13 | 第 1655 回（定例） | 第 1675 回（定例） |
| R4. 6. 27 | 第 1656 回（定例） | 第 1676 回（定例） |
| R4. 7. 25 | 第 1657 回（定例） | 第 1677 回（定例） |
| R4. 8. 2 | | 第 1678 回（臨時） |
| R4. 8. 9 | | 第 1679 回（臨時） |
| R4. 8. 18 | | 第 1680 回（臨時） |
| R4. 8. 19 | | 第 1681 回（臨時） |
| R4. 8. 22 | 第 1658 回（定例） | 第 1682 回（定例） |
| R4. 9. 5 | | 第 1683 回（臨時） |
| R4. 9. 12 | 第 1659 回（定例） | 第 1684 回（定例） |
| R4. 9. 20 | | 第 1685 回（臨時） |
| R4. 9. 26 | 第 1660 回（定例） | 第 1686 回（定例） |
| R4. 10. 11 | 第 1661 回（定例） | 第 1687 回（定例） |
| R4. 10. 31 | | 第 1689 回（臨時） |
| R4. 11. 14 | 第 1663 回（定例） | 第 1690 回（定例） |
| R4. 11. 28 | 第 1664 回（定例） | 第 1691 回（定例） |
| R4. 12. 12 | 第 1665 回（定例） | 第 1692 回（定例） |

第2 連絡協議会等

中央及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定に基づき、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が全国及び地域ブロック別に設置されている。

また、十四都道府県による会議、公・労・使各委員の会議、事務局側の審査及び調整の各主管課長会議が、随時開催されている。

1 全国労働委員会連絡協議会

(1) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会

期 日 令和4年7月8日

場 所 東京都港区

議 題 協議事項 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について
報告事項 1 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
2 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修について
3 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について
4 調整事件・不当労働行為事件取扱件数(全労委、新規係属件数)、
労働局あっせん及び労働審判件数の推移について
5 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について

(2) 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会

場 所 メール照会による開催

議 題 協議事項 1 本運営委員会の開催をメール照会で行うことについて
2 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について

(3) 全国労働委員会連絡協議会第4回運営委員会

期 日 令和4年10月31日

場 所 東京都港区、Web会議併催

議 題 報告事項 「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会中間報告」について

(4) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和4年11月17日～18日

場 所 東京都渋谷区

議 題 1 労働委員会の広報活動について
2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について
3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について

講 演 「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」

(5) 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会

期 日 令和4年11月18日

場 所 東京都渋谷区

- 議 題
- 協議事項 1 運営委員長の選出について
 - 2 副運営委員長の選出について
 - 3 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について
 - 4 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について
- 報告事項
- 1 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
 - 2 令和4年度公労使委員合同研修（全体研修）の実施状況について
 - 3 令和4年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について

2 全国労働委員会会長連絡会議

中止

3 十四都道府県労働委員会会議

(1) 十四都道府県労働委員会公益委員会議

期 日 令和4年9月8日～9日

場 所 書面による開催

- 議 題
- 1 審査事件における立会団交の実施状況について
 - 2 審査事件の和解について

(2) 第36回14都道府県労働委員会使用者委員会議

期 日 令和4年7月7日

場 所 京都府京都市

- 議 題
- 1 あっせんに繰り返し申し出る人物への対応について
 - 2 あっせんにおける労働委員会の中立性を踏まえた事業主への対応について

特別講演 「ウィズコロナ時代における人事管理の法的課題ーテレワーク／ジョブ型雇用／副業／遠隔地転勤の見直し／フリーランス」

4 中部地区労働委員会会議

(1) 中部地区労働委員会連絡協議会（三者会議）

期 日 令和4年10月27日

場 所 Web会議による開催

- 議 題
- 1 不当労働行為審査における脱退組合員の扱いについて
 - 2 定年後の再雇用者に対する給与額を調整事項とするあっせんについて
 - 3 非組合員の労働条件に係るあっせんについて

(2) 中部地区労働委員会会長連絡会議および公益委員連絡会議

期 日 令和4年5月19日

場 所 Web会議による開催

- 議 題
- 1 事件処理の迅速化に向けた取り組みについて
 - 2 在宅勤務者からの個別労働関係紛争に関するあっせんの申出について
 - 3 労働組合が不当労働行為であると主張する事実に関して団交を申し入れた場合に、使用者に団交応諾義務が生じるかについて

5 全国労働委員会労働者側委員連絡協議会

(1) 幹事会

令和4年3月4日 (Web会議による開催)

令和4年7月8日 (東京都港区)

令和4年10月7日 (Web会議による開催)

令和4年11月16日 (東京都港区)

(2) 中部ブロック幹事会

令和4年2月10日 (Web会議による開催)

(3) 中部ブロック総会・研修会

令和4年5月12日 (富山県富山市)

6 全国労働委員会使用者委員連絡会議

幹事会

令和4年4月12日 (東京都千代田区)

令和4年7月8日 (東京都港区)

令和4年11月16日 (東京都千代田区)

7 事務局長及び各主管課長会議

(1) 事務局長連絡会議

| 区 分 | 期 日 | 場 所 |
|--------|-----------|------------|
| 全 国 | 中 止 | |
| 14都道府県 | 令和4年8月26日 | 書面による開催 |
| 中部地区 | 令和4年8月25日 | Web会議による開催 |

(2) 審査主管課長会議

| 区 分 | 期 日 | 場 所 |
|---------|------------|------------|
| 全 国 | 令和4年11月28日 | 東京都港区 |
| 中 部 地 区 | 令和4年7月29日 | Web会議による開催 |

(3) 調整主管課長会議

| 区 分 | 期 日 | 場 所 |
|---------|------------|-------------|
| 全 国 | 令和4年11月29日 | 東京都港区 |
| 中 部 地 区 | 令和4年7月29日 | Web 会議による開催 |